

## 居宅サービス計画作成依頼届出書(居宅届)とは

法的には、居宅介護サービス費は「償還払い」が原則です。指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき等には、例外的に現物給付とすることができるとされていますが、そのためには次の条件を満たす必要があります。

- 指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ていること。  
(居宅〔介護予防〕サービス計画作成依頼届出書があらかじめ提出されていること)
- 当該指定居宅サービスが居宅サービス計画の対象となっていること  
(ケアプランが適切に作成されていること)

居宅届とは、被保険者が「どこの支援事業所にケアプランの作成を依頼しているのか」を届けるものです。この届出をすることで、事業所は居宅介護〔介護予防〕支援費(ケアプラン作成料)の請求を行うことができ、また、被保険者の被保険者証に事業所の情報が記載されます。

### ◆居宅届の提出が必要なタイミング

- ・ 被保険者が初めて介護サービスを利用するとき
- ・ 今までとは異なる支援事業所にケアプランの作成を依頼することとなったとき  
※委託先の変更も含む
- ・ 介護保険施設の退所後に居宅でサービスを利用するとき  
※施設入所前にケアプラン作成を依頼していた支援事業所であっても原則再提出
- ・ 新たに奈良市の被保険者となったとき  
例1: 転入・転居(他市特例解除)などによるもの  
例2: 介護扶助を利用している方が65歳に到達したことによるもの  
※介護扶助を利用している65歳未満の方(H番号から始まる方)の居宅の届出は保護課へ
- ・ 新規認定、更新、区分変更申請により、介護区分が変わるとき  
※下記のとおり、介護区分により作成するケアプランが異なります。同じ支援事業所であっても依頼する内容が変わるため届出が必要です。

【要介護のとき】	居宅サービス計画
【要支援のとき】	介護予防サービス計画／介護予防ケアマネジメント
【事業対象者のとき】	介護予防ケアマネジメント

### 注意

更新申請を行った結果、「要介護」から「要支援」に介護区分が下がった時など(※逆の場合もあり)「認定開始日」と同日付で区分変更を行うことがあります。その結果、介護区分が変更になった場合も引き続き同じ支援事業所がケアプランを作成し、同じ介護区分でサービスを利用するため一見届出は必要ないように思えますが、区分変更を挟むため、再度提出が必要です。

## 暫定ケアプランについて

暫定ケアプランとは、要介護認定の結果が出ていない被保険者が、居宅サービスを「現物給付」で利用するために、暫定的に作成されるプランです。

### ◆暫定ケアプランの作成が必要となる場合の例

- ①新規に要介護認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ②区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ③更新申請中で、認定結果が更新前の認定有効期間内に確定しない場合

上記①～③に該当した際には、認定結果について想定される要介護等認定で、暫定プランを作成してください。

当然ながら、包括では介護のケアプランを作成することができないため、双方で連携を図ってください。

奈良市においては、居宅届とともに暫定プランを提出していただくことまで求めていませんが、計画が作成されていることを推定するための合理的な時期として、「サービス利用開始日から14日以内」の居宅届の提出をお願いしています。

(令和6年10月1日より変更)

### 【暫定ケアプラン作成にあたっての留意事項】

要支援・要介護いずれの認定結果であっても利用者に給付がなされるよう、サービス提供事業所は両方の指定を受けている事業所であるよう、暫定プラン作成時にはご留意下さい。

認定結果が非該当、または想定した介護度よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全額または一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者・家族に十分な説明を行ってください。

要介護等認定は、有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合においても、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚令38)の第13条に定められたケアマネジメントの一連のプロセスを踏んでください。

## 【参考】

### ○介護保険法第41条(居宅介護サービス費の支給) : 抄

第41条 市町村は、…要介護被保険者のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、…(略)指定居宅サービスを受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用…(略)について、居宅介護サービス費を支給する。…(略)

6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業所から指定居宅サービスを受けたとき(当該居宅要介護被保険者が第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者を支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

7 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス費の支給があったものとみなす。

### ○介護保険法第46条(居宅介護サービス計画費の支給) : 抄

第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき(当該居宅要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者を支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者を支払うことができる。

### ○介護保険法施行規則第64条(居宅介護サービス費の代理受領の要件) : 抄

第64条法第41条第6項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス…を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ 当該居宅要介護被保険者が法第64条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

### ○厚生労働省平成18年4月改定関係Q&A (vol.2)

(問52)要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度(要支援度)が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

(答) いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、**市町村に届出の上で**、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者(要介護者)であると思われるときには、介護予防支援事業者(居宅介護支援事業者)に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。

また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。

なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

## 届出書の提出先等について

★ 包括 …… 地域包括支援センター  
 居支 …… 居宅介護支援事業者  
 予支 …… 介護予防支援の指定を受けた居宅支援事業者

### 様式について

様式	対象	サービス内容	担当
居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 <small>[居宅介護支援事業所・小規模（介護予防）多機能型居宅介護支援事業所・複合型サービス事業所]</small>	要介護1～5 <small>小規模多機能型居宅介護支援事業所の場合は要支援も対象</small>	介護サービス	居支 <small>小規模多機能型居宅介護支援事業所等にプラン作成を依頼する場合は該当個所に○</small>
介護予防サービス計画作成・ 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書 <small>※該当サービスにチェックを入れてください</small>	要支援1・2、 事業対象者	介護予防のみ	包括、包括から委託を受けた居支、予支
		介護予防＋総合事業	
		総合事業のみ	包括、包括から委託を受けた居支

### 提出について 【提出先は介護福祉課へ】

#### ◆区分変更の場合（重度変更を想定）

状態	内容
現在：要支援（包括が担当）	状態像が変わる事が想定されているので、包括が居支と調整を図り、居支が提出
現在：要支援（包括から委託を受けた居支が担当）	委託先の居支が提出
現在：要支援（予支担当）	予防の指定を受けた居支（＝予支）が提出
現在：要介護	居支が提出

#### ◆新規の場合

基本的には担当は包括が想定されるが、明らかに状態像が『要介護』と見受けられる場合、居支からの提出でも可能

## 遡及について

【計画が作成されてはいたが、14日以内に居宅届の提出ができなかった場合】

奈良市においては、居宅届とともに暫定プランを提出していただくことまで求めていませんが、計画が作成されていることを推定するための合理的な時期として、「サービス利用開始日から14日以内」の居宅届の提出をお願いしています。

ただし、やむを得ない事情等により、居宅届を提出できなかった場合は、以下の内容により例外的に遡って受理しますのでご確認ください。

### 確認内容

居宅届とともに、計画書の原本を、介護福祉課給付係に提示してください。内容を確認し、問題がない場合は遡って居宅届を受理します。提示いただく計画書は、下記のとおりです。

- ・第1表、第2表、第3表、第6表、第7表 (介護予防サービス計画についてはこれに準ずるもの)
- ・モニタリング
- ・支援経過
- ・アセスメント
- ・サービス担当者会議録

なお、提示いただく計画書は、利用者への説明・同意・交付日及び利用者の署名等が確認できる原本となります。また、暫定プランの始期に遡ることを希望する場合は、暫定時に作成した計画書の原本となります。

### 自己作成について

暫定プランが作成されていなかった、又は一連の行為がされていなかった場合、利用者に非があるわけではありませんので、自己作成扱いとし介護福祉課給付係で給付管理を行います。

以下の書類を提出してください。なお、支援費は発生しません。

- ・自己作成届出書
- ・第1表、第2表、第3表、第6表、第7表 (介護予防サービス計画についてはこれに準ずるもの)

※ただし、利用サービスに総合事業を含む場合は、以下のようなケースで自己作成ができない場合があります。包括と調整してください。

要介護見込みで要支援認定になった場合の取扱い（事前に包括との連携がなかった場合）

		利用サービス		
		予防給付のみ	予防給付+総合事業	総合事業のみ
暫定プラン作成者	指定介護予防支援の指定を受けている居宅	給付管理○	給付管理○	自己作成× (※)
	指定介護予防支援の指定を受けていない居宅	自己作成○	自己作成× (※)	自己作成× (※)

(※) 包括と調整してください

居宅届の提出から給付管理までの流れ

認定の見込

要介護1以上の結果が見込める被保険者

要支援1または2の結果が見込める被保険者

計画作成依頼届出

(居宅が給付管理予定)  
居宅介護支援のプランを作成し、サービス利用開始日から14日以内に、居宅の届出書を提出

(予支が給付管理予定)  
介護予防支援のプランを作成し、サービス利用開始日から14日以内に介予の届出書を提出

(包括が給付管理予定)  
居宅予防支援又は介護予防ケアマネジメントのプランを作成し、サービス利用開始日から14日以内に介予又は介予ケの届出書を提出

認定審査結果

要介護1以上  
要支援1  
または2

要介護1以上  
要支援1  
または2

要介護1以上  
要支援1  
または2

被保険者証への事業所情報  
印字・発送

認定結果と同時に  
印字、発送  
認定結果のみ  
印字

認定結果のみ  
印字  
認定結果と同時に  
印字、発送

認定結果のみ  
印字  
認定結果と同時に  
印字、発送

★ 包括・・・地域包括支援センター 居支・・・居宅介護支援事業者  
予支・・・介護予防支援の指定を受けた居宅支援事業者  
介予・・・介護予防サービス計画作成  
介予ケ・・・介護予防ケアマネジメント

- ・居支が給付管理を行う。
- ・事前に提出した居支に予支の指定があり、結果として予防給付に相当するサービスを含むサービスを提供していた場合は、介護予防サービス計画作成の届出を市が指定する期日までに提出することで、介護予防支援として給付管理を行うことができるものとする。(ただし、総合事業のサービスのみを提供していた場合は、包括でしかできない介護予防ケアマネジメントが必要となるため、事前に包括と連携しておき、見込み違いが生じた場合は円滑に引き渡すことができるようにしておくこと。)
- ・事前提出した居支に予支の指定が無い場合で、結果として予防給付に相当するサービスのみを提供していた場合は、該当期間についての自己作成の届出を介護福祉課へ提出することで、市が給付管理を行うものとする。(ただし、総合事業のサービスを含むサービスを含むサービスを提供していた場合は、介護予防サービス計画作成もしくは介護予防ケアマネジメントが必要となるが、ともに自己作成によるプランが認められていないため、事前に包括と連携しておき、見込み違いが生じた場合に円滑に引き渡すことができるようにしておくこと。)
- ・当該予支が、遡及した居支の届出書を再提出し、給付管理を行う。
- ・予支が介護予防支援として給付管理を行う。  
しかし、万が一、総合事業サービスのみの利用となった場合は、予支は介護予防ケアマネジメントができないので、包括と調整する。事前に包括と連携しており、包括が当該予支を委託事業所として認めた場合は、遡及した予ケの届出書を再提出し、給付管理を行う。
- ・包括は介護のプランを作成できないため、該当期間についての自己作成の届出を介護福祉課へ提出、市が給付管理を行う。  
ただし、包括の一部委託を受けた居支が暫定のプラン作成を行っていた場合は、遡及した居支の届出書を再提出し、給付管理を行う。
- ・包括が介護予防支援または介護予防ケアマネジメントとして給付管理を行う。

### 被保険者証への印字について

届け出日時点で認定がある場合は、翌日被保険者証に事業所情報が印字され、発送されますが新規申請中、区分変更中の場合は、居宅届は保留扱いとなり、被保険者証は認定結果がでる際に同時に送付されます。届出書受理日(郵送の場合には介護福祉課への到着日)が保険証に印字される届出日になります。保険証の届出日がサービス利用開始日より後の日付になっていたとしても、請求上支障はありません。

### 介護区分が想定と異なる場合

介護区分が想定と異なる場合（要支援⇔要介護）は、提出いただいた居宅届は無効となります。認定結果のみが印字された被保険者証が送付されますので、介護区分を確認の上、居宅届の再提出を行ってください。その際、包括や居宅と連携ができていない場合は、自己作成（セルフプラン扱い）の期間が発生する場合がありますので、ご不明な場合は、介護福祉課給付係へお問い合わせください【詳しくは別紙、遡及についてを参照下さい】

### 提出先

奈良市役所介護福祉課(郵送可、FAX不可)

### 提出期間

サービス利用開始日から14日以内(厳守) ※ただし郵送の場合は消印有効

14日を過ぎる場合は、原則サービス開始日の遡及を認めず、自己作成（セルフプラン扱い）とします。しかし、やむを得ない場合は、給付係で計画書等の確認を行ったうえで、受理します。詳しくは介護福祉課給付係へお問い合わせください。

### 国保連合会への請求について

上記期間内の提出であっても、サービス開始日と居宅届の提出日が月を跨ぐ場合は、その利用されたサービスの請求は月遅れでしかできません。